

愛知県精神保健福祉協会長表彰規程

1 趣旨

多年、精神保健福祉事業の発展に寄与し、その功績が顕著である者を協会長表彰することによって、その事業に携わる者の模範たらしめ、もってこの事業の推進に資することを目的とする。

2 表彰の対象者

表彰の対象となる者は、精神保健福祉事業（社会復帰従事を含む）について業績をあげ、その功績が特に顕著である個人または団体であって、次に該当する者とする。

(1) 個人表彰

精神保健福祉事業（社会復帰従事を含む）への従事年数が概ね15年以上で現に事業に携わる者とする。

(2) 団体表彰

精神保健福祉事業歴が概ね10年以上であること。

3 被表彰者の推薦

(1) 個人及び団体表彰者の推薦については、協会役員及び賛助会員・団体会員の推薦を要する。

(2) 推薦調書の提出は、別紙様式(1)または(2)による功績調書(正副各1部)を所定の期日までに提出することとする。

4 被表彰者の決定

被表彰者の推薦があったときは、協会長表彰者選考会を設置し、この選考会において決定するものとする。

5 表彰の時期

被表彰者の表彰については、表彰状と記念品を贈呈するものとし、実施時期・場所は、協会長表彰者選考会において決定する。

附則 この規程は平成元年5月25日から施行する。

附則 この規程は平成2年6月14日から施行する。

附則 この規程は平成29年7月1日から施行する。